

令和7年5月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和7年5月30日)

招集年月日	令和7年5月20日(火)	
招集場所	小川総合支所 3階 大会議室	
開催日時	令和7年5月26日(月) 開会 午後1時20分 閉会 午後2時50分	
出席者 (★：議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	小仁所 浩 委員(職務代理者)
	★ 中村 三喜 委員	廣戸 隆 委員
	高橋 晃子 委員	
欠席者	山口 和弘 委員	
傍聴者	なし	
事務局職員	教育部長 植田 賢一 教育指導課 課長 吉田 桂子 生涯学習課 課長 島田 広幸 文化芸術課 課長 坂本 剛 教育企画課 課長補佐 磯辺 桂子	理事 狩谷 秀一 教育企画課 課長 田山 智 スポーツ推進課 課長 関川 克己 特定プロジェクト推進課 参事 高田 勝利 教育企画課 主幹 笹目 翔太郎
付議事件 (提出議案)	※別紙の通り※ 議案4件・報告4件・協議1件	
事業等報告	(1) 学校教育関係について 教育指導課(指導係) (2) 教育課題について 教育指導課(指導係) (3) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について 教育指導課(庶務・学務係) (4) スポーツ推進事業について スポーツ推進課	

別紙 付議事件（提出議案）一覧

議案第33号	令和7年度教育予算（補正予算）について
議案第34号	小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について
議案第35号	小美玉市訪問型家庭教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示について
議案第36号	小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について
報告第9号	専決処分の承認を求めることについて （動産の買入れ契約の締結について）
報告第10号	専決処分の承認を求めることについて （小美玉市学校運営協議会委員の解任及び委嘱について）
報告第11号	専決処分の承認を求めることについて （小美玉市教育支援委員会委員の任命について）
報告第12号	専決処分の承認を求めることについて （工事請負契約の締結について（納場小学校体育館長寿命化改修工事）
協議第4号	旧上吉影小学校跡地利活用について

1. 開 会・教育長挨拶

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ですが、山口委員より所用により欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、ただ今から小美玉市教育委員会会議「5月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今日は比較的穏やかな天気ですが、このところ、気温の上がり下がりが激しく、例年に比べると体調管理が難しいといわれています。

明後日から、また気温が高くなる予報となっていますので、体育や部活動、また、休み時間などでも熱中症の心配や配慮が必要になると考えています。各学校に対し、「WBGT（暑さ指数）」を確認するとともに、休憩や水分補給を適宜取りながら活動するよう、指示をしているところです。

なお、暑さ対策のため、各学校には今年度から、冷水器を導入しております。

行事面では、中学3年生及び義務教育学校9年生の修学旅行を3校が実施し、現在、小川南中が実施中です。京都や奈良を中心とした見学、大阪万博やUSJでの体験活動など、各学校で充実した見学や活動ができ、生徒たちは友情を深め、数多くの思い出ができたと報告を受けております。

また、運動会は、今年度全ての学校が「春開催」とし、既に開催した学校が7校、今週の土曜日31日で残り2校が開催予定です。また、公立幼稚園の運動会は、元気っ子幼稚園が6月7日（土）の開催で、よつば幼稚園は10月11日（土）の秋開催としております。

本日は、議案4件、報告4件、協議1件、事業等報告、その他、となっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、本日は、協議第4号「旧上吉影小学校跡地利活用について」の説明のため、特定プロジェクト推進課の高田参事に出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

中村委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、中村委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。（中村委員：はい。）

それでは、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

「4月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、よろしくお願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。（一同：頷く。）

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配付させていただいた資料としましては、

議案第33号 令和7年度教育予算（補正予算）について

議案第34号 小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について

議案第35号 小美玉市訪問型家庭教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示について

議案第36号 小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
（動産の買入れ契約の締結について）

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
（小美玉市学校運営協議会委員の解任及び委嘱について）

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
（小美玉市教育支援委員会委員の任命について）

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
（工事請負契約の締結について（納場小学校体育館長寿命化改修工事））

協議第4号 旧上吉影小学校跡地利活用について

以上、議案4件、報告4件、協議1件となります。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、

次第の「5 付議事件の審議」のうち、「議案第33号 令和7年度教育予算（補正予算）について」は、市議会提案事項のため、本会議では、非公開とし、次に、「6 事業等報告」のうち、「（2）教育課題について」と「（3）就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について」、これらについては、個人情報に関するものが含まれているため、本会議及び議事録において、非公開としたいと思います。

また、「7 その他」につきましても、本会議では、非公開としたいと思います。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

（委員：異議無し）

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

それでは、審議に入ります。

本日は、(3)協議 から始めさせていただきます。

協議第4号「旧上吉影小学校跡地利活用について」は、民間企業活力の活用による、旧上吉影小学校の利活用について、教育委員会の意見を求めるものです。

特定プロジェクト推進課より説明願います。

■ 協議第4号 旧上吉影小学校跡地利活用について

○ 高田特定プロジェクト推進課参事

「旧上吉影小学校跡地利活用」について、ご説明いたします。

昨年度、旧上吉影小学校及び旧下吉影小学校、両校の跡地利活用について、民間企業へアプローチするとともに、民間事業者から学校跡地の利活用に関するアイデアを募集する「民間提案制度」を策定しました。

この制度に基づき、旧上吉影小学校は、建物を「無償譲渡」、土地は利用する面積に応じて「有償貸付」する条件のもと、今年2月26日から3月28日まで、アイデアを募集したところ、1社から応募がありました。

この提案者によるプレゼンテーション内容を審査する「審査委員会」を4月17日に開催した結果、「木内酒造株式会社」を旧上吉影小学校跡地利活用事業者と決定しました。

審査は、6人の委員にて、1人につき100点での採点を行った結果、600点中510点で、審査委員1人あたりの平均点は85点でした。

資料1をご覧ください。

本資料は、選定事業者となりました「木内酒造株式会社」の概要でございます。

本社は那珂市南酒出808、代表取締役 木内敏之氏。酒類製造、卸売、小売業のほか、飲食店を県内9店舗、東京都内において7店舗を展開する、県内を代表するリーディング企業でございます。

続いて、資料2をご覧ください。

こちらの資料は、木内酒造株式会社の提案内容となります。

提案名は「飛行機のみえるシェアスタジオ」として、校舎の2階と3階部分の教室などをレンタルオフィスとして、多種多様なクリエイターの方々に貸出す提案でございまして、県内初の新たな取り組みとなります。

3頁をご覧ください。

「提案事業の内容」でございしますが、木内酒造は、教室や特別教室を「月単位」で貸出すことで初期投資やランニングコストを抑えつつ、クリエイターやスタートアップ企業、個人事業者に対するレンタルオフィス事業のほか、入居者が製作するクラフト品などを販売するイベントを開催し、木内酒造と入居者、そして地域との連携により生まれる「創造性」を繋ぐ拠点を目指すとしています。

4頁が、「事業スキーム・手法」となりますので、後ほどご覧ください。

続いて、6頁をご覧ください。

敷地の利用形態でございしますが、左側が県道入口となり、資料全体が、旧上吉影小学校及び吉影幼稚園の敷地配置図であり、赤枠で囲った部分が、木内酒造が利用する土地となり、市と賃貸借契約を締結します。

赤枠内の右上が体育館であり、こちらを八郷蒸留所で生産されるウイスキー樽の「貯蔵庫」として利用するため、トラックの搬入路を確保いたします。

また、現在、学校内の残置物である「机」や「イス」等の備品を入居者が自由に利用できるよう、校舎裏の幼稚園園舎を備品庫として活用することです。

なお、赤枠外のグラウンド等の敷地につきましては、市が管理いたします。

7頁をご覧ください。

こちらは、校舎1階部分の平面図となります。

左側が校舎入口ですが、緑色の枠に囲まれている箇所に「ラボ」と記載があります。この「ラボ」は、木内酒造の実証実験の場として、チーズの製造やキノコの栽培のほか、廃用牛を活用した生ハムやソーセージの製造など、木内酒造独自の商品開発を行う部屋となります。なお、商品開発が成功した際には、「小美玉産」としてブランド力の高い商品を都内のレストラン等での販売を予定しています。また、木内酒造の事務所のほか、入居者が共同で利用する「共有スペース」を設けております。

8頁をご覧ください。

こちらは、校舎2階と3階部分の平面図となりますが、各教室と特別教室で構成されています。この平面図のうち、赤枠で囲っている部屋については、部屋の大きさにより賃料の価格設定を変え、イメージ画像にある通り、各部屋の特徴にあった貸出を行う予定とのことです。

9頁をご覧ください。

事業開始までのスケジュールでございますが、6月議会において「財産の無償譲渡」の議決をいただいた後、7月に市と契約を締結し、表右側にある通り、8月から体育館の改修工事に着手する計画であり、改修後、10月にウイスキー樽の搬入、貯蔵開始を予定しております。

一方、表左側に記載の校舎を活用したレンタル事業に関しては、8月以降、順次、改修工事や入居者募集のPRを行い、令和8年4月に供用を開始する予定です。

10頁をご覧ください。

本事業に係る木内酒造の初期費用は、体育館の改修に約1,000万円、校舎改修に約400万円を予定しております。

一方、年間事業費に関しては、収入を870万円、支出は840万円と見込んでおり、木内酒造からは、「ここで売り上げを求めるのではなく、少しずつ成長できる持続可能な事業を展開したい。」との説明がありました。

続きまして、12頁をご覧ください。

今回の募集において、最も重視した「地域振興策」に関する提案でございますが、木内酒造は、年3回ほどのイベントを開催するとしており、入居者であるクリエイターが製作した品々を販売するイベントやビール祭りなどを、旧上吉影小学校の敷地にて実施するとしています。

木内酒造が参考にしたものとして、水戸市の「あおぞらクラフトいち」や、岡山県笠岡市の「うみの市」など、それぞれ集客力のあるイベントの実現を目指し取り組むとのことです。

13頁をご覧ください。

こちらは、「新まちづくり構想」にも掲げられている「周辺施設との連携」について、小美玉温泉「湯〜G0」において、木内酒造製品の販売のほか、都市部から入居した方々の温泉施設の利用や体験イベントの共催について提案がありました。

最後に、14頁をご覧ください。

本市と木内酒造との連携に関する提案でございますが、まずは、包括連携協定を締結し、様々なプロジェクトに参画いただくほか、小美玉市の特産物を都内レストランで販売するなどのPR活動、さらに同社は、バーカウンター付きの特殊バス「バーバス」を所有しておりますので、東京都内から小美玉市への観光誘客など、小美玉市の魅力を最大限に引き出す観光プロモーションを展開するとしています。

以上、木内酒造による、旧上吉影小学校跡地での事業展開をご説明いたしました。

なお、今後の流れにつきましては、上吉影小学校の校舎及び体育館、幼稚園園舎の3つの建物を民間事業者へ無償譲渡する場合、市議会の議決が必要であるため、来週開会の小美玉市議会第2回定例会へ「財産の無償譲渡」に関する議案を上程いたします。

議決後、旧上吉影小学校跡地は「普通財産」として木内酒造との各種契約を締結するほか、グラウンド等の管理は管財課へ移管しますこと、ご理解いただきたいと存じます。

最後に、旧上吉影小学校において、電線が盗まれる事件が発生し、過日開催の教育委員会定例

会でも報告をしていると聞き及んでおりますが、本市としましては、原状回復した後に木内酒造へ建物の譲渡を行うため、市費で電線復旧を取り急ぎ行いますこと、ご理解いただきたいと存じます。

説明は以上となります。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び確認等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

電線の原状回復を市が行った後、建物を無償譲渡するほか、本事業に係る建物の改装費について、市が負担するのでしょうか。

○ 高田特定プロジェクト推進課参事

委員ご発言の通り、電線の原状回復を行った後、建物の無償譲渡を行います。

なお、提案に基づく事業を展開するために必要な改修費に関しては、木内酒造負担となります。

◎ 小仁所委員

県内の優良企業が、本市の閉校施設の利活用に手を挙げていただいたことは、大変嬉しいことだと感じています。

先日、地元説明会が開催されたと聞き及んでおりますが、その際の地元の方々の反応はどのようなものがありましたか。

○ 高田特定プロジェクト推進課参事

先週20日（火）に、小川文化センターアピオスにおいて、地元説明会を開催し、30名の方にご出席をいただきました。

質疑応答の時間を設け、約40分間だったと記憶しておりますが、「レンタルルームの貸出期間を1日単位にならないか」など、建設的なご意見を多くいただいたところです。

その他、同施設には、大きな「タイサンボク」の記念樹があるのですが、根元が腐っており、倒木の危険があるため、伐採をしなければならない件を地域住民の方にご理解をいただけるかを事務局は懸念していたところです。

しかし、この件に関し木内酒造から、「ウイスキー樽や看板への再利用し、形を変え残すことができる」との提案があり、今回の説明会では、タイサンボクの件も含め、大筋でご承認をいただくことができました。

◎ 中村委員

1ヶ月前の新聞報道と記憶していますが、日本全国の廃校の利活用について、3割が成功、7割が失敗という割合だそうです。

失敗した事例を見ると、公民館利用など、利活用方法が「学校の延長」のような事例は、全て失敗しているようです。

この点から見ても、本件は、県内でも有数の優良企業が事業を展開し、かつ、その内容も非常に画期的であることから、私は大変評価できると考えます。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

協議第4号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、協議第4号は、協議を終了させていただきます。

ここで、高田参事は退席となります。(高田特定プロジェクト推進課参事 退席)

続いて、(1) 議案に移ります。

議案第33号 令和7年度教育予算(補正予算)について

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び、小美玉市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、「小美玉市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則」は、以降の説明で「規則」と省略させていただきますこと、ご了承願います。

それでは、各所管課より順に説明願います。

■ 議案第33号 令和7年度教育予算(補正予算)について

可決

○ 田山教育企画課長

提案理由でございますが、令和7年度教育予算(補正予算)を令和7年第2回小美玉市議会定例会へ提出するにあたり、教育委員会を求められるので、この案を提出するものです。

補正予算の説明につきましては、補正予算書(案)に沿って、所管課より説明させていただきます。

○ 吉田教育指導課長

1頁をご覧ください。

「債務負担行為補正」について、ご説明いたします。

変更事項は、「玉里学園義務教育学校スクールバス運行委託」でございます。

本件は、今年度末で契約満了となる同委託について、令和8年度から令和12年度までの期間、新たに委託するためのもので、この限度額の変更となります。

補正前は、3,328万5,000円に利用児童数の変動による増減額を加算した額としていましたが、補正後は、6,770万円に利用児童数の変動による増減額を加算した額とし、契約期間全体で、3,448万5,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、増額理由でございますが、昨年12月の教育委員会定例会において、対応をお諮りしました、玉里学園PTAからの「通学路に関する要望」のうち、スクールバスに関し、回答後、教育委員会及びPTA、学区選出の市議会議員で協議を進めたところ、玉里運動公園北側の駐車場をスクールバス乗降所として活用し、スクールバス1台を増便することで合意形成が図れたため、当初予定していた契約更新のタイミングと合わせ、協議結果を反映させるため、増額するものでございます。

また、この増便に伴う、対象児童としては、従来のスクールバス支援の基準を採用し、「統合により、学校からの距離がおおむね3キロメートル以上の箇所に設置された乗降所を利用する児童」とし、かつ、現在通学に使用している路線バスも残す方針としておりますので、「路線バス停留所までの徒歩通学が『遠距離』で『通学の安全性が確保できない』児童」を想定しております。

債務負担行為補正に関する説明は、以上でございます。

○ 田山教育企画課長

続いて、2頁の「歳入」をご覧ください。

国庫補助金のうち、2節 小学校費補助金 説明欄「学校施設環境改善交付金」1,113万2,000円の増額補正をお願いするものです。内容は、歳出補正で説明をさせていただきます。

同じく、3節 中学校費補助金 説明欄「学校施設環境改善交付金」460万3,000円の増額補正をお願いするものでございますが、こちらも、内容は歳出補正で説明をさせていただきます。

○ 吉田教育指導課長

続きまして、寄附金のうち、説明欄「学校教育に対する指定寄附金」100万円の増額補正をお願いするものです。

本件は、先月匿名の方から、学校図書館の充実を目的とした寄付をいただいたことに伴う増額補正となります。

なお、令和5年度から3年続けて、匿名の方から同様の寄付をいただいております。

寄附金の使途については、歳出補正で説明をさせていただきます。

○ 田山教育企画課長

続いて、基金繰入金のうち、説明欄「公共施設整備基金繰入金」2億1,000万円の減額補正をお願いするものです。内容は、歳出補正で説明をさせていただきます。

その下段、市債のうち、3節 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 説明欄「学校体育館付帯設備等改修事業債」1,540万円及び、4節 公共施設等適正管理推進事業債 説明欄「教育施設解体事業債」2億960万円の増額補正をお願いするものです。内容は、歳出補正で説明をさせていただきます。

歳入補正に関する説明は、以上となります。

続いて、3頁の「歳出」をご覧ください。

説明欄「2 小学校施設管理費」について、3,981万4,000円の増額補正をお願いするものです。

内容ですが、11節 役務費「手数料」の5万円の増額補正は、教育支援センター等改修工事に係る建築確認申請手数料などの費用を計上しております。

12節 委託料 2,326万4,000円のうち、「実施設計委託料」2,226万4,000円の増額補正は、小学校等施設 体育館空調設備設置工事設計業務委託費を計上しております。同節「樹木伐採等委託料」100万円の増額は、教育支援センター等改修工事に併せ、旧キャトルセゾン周辺の樹木伐採及び剪定等の業務委託費を計上しております。

続いて、14節 工事請負費のうち、「施設等改修工事」1,650万円の増額補正は、教育支援センター等改修工事費において、当初予算からの不足額分を計上しております。

小学校施設管理費の補正予算計上の概要を説明させていただきますと、3つの事業に係る予算となります。

まず1つ目は、「子ども第三の居場所整備事業」で、本事業は、旧キャトルセゾンを不登校児童生徒に対する支援の拠点となる「教育支援センター」を含む複合施設に改修するものであり、手数料5万円、樹木伐採等委託料100万円、施設等改修工事費1,650万円の合計1,755万円を計上し、事業財源は、全額一般財源となります。

2つ目は、「学校施設体育館空調設備設置工事設計業務委託」で、体育館へ空調を設置するための実施設計業務委託であり、委託料として、2,226万4,000円を計上し、事業財源は、国県支出金1,113万2,000円は、歳入予算の説明で申し上げました、小学校費に係る国庫補助金「学校施設環境改善交付金」、地方債2億2,050万円のうち、歳入予算の説明でも申し上げました、「学校体育館付帯施設等改修事業債」1,540万円のうち1,090万円、一般財源1,818万2,000円のうち23万2,000円となります。

最後の3つ目は、「旧野田小学校解体工事」で、財源内訳補正となります。

当初予算として、2億3,419万円を計上しておりますが、このうち、「その他」公共施設整備基金繰入金を2億1,000万円減額し、「地方債」2億2,050万円のうち、歳入予算の説明でも申し上げました、教育施設解体事業債 2億 960万円を増額し、一般財源 1,818万2,000円のうち、40万円を増額するものです。

○ 吉田教育指導課長

続きまして、説明欄「1 教育活動振興経費」において、図書購入費 90万円の増額補正をお願いするものです。

財源は、歳入予算の説明で申し上げました、「学校教育に対する指定寄附金」100万円のうち、小学校5校に10万円ずつ、義務教育学校2校に20万円ずつ、合計90万円を充てるものです。

○ 田山教育企画課長

続いて、下段に移ります。

説明欄「2 中学校施設管理費」920万7,000円の増額補正をお願いするものです。

12節 委託料「実施設計委託料」920万7,000円は、中学校等施設 体育館空調設備設置工事設計業務委託費を計上しております。

財源は、歳入予算の説明で申し上げました、中学校費に係る国庫支出金「学校施設環境改善交付金」460万3,000円、地方債「学校体育館付帯設備等改修事業債」450万円及び「一般財源」10万4,000円となります。

○ 吉田教育指導課長

続きまして、説明欄「1 教育活動振興経費」において、図書購入費 20万円の増額補正をお願いするものです。

財源は、歳入予算の説明で申し上げました、「学校教育に対する指定寄附金」100万円のうち 10万円と「一般財源」10万円の合計20万円を、中学校2校に10万円ずつ充てるものです。

小学校費分と合わせて、110万円の増額補正となりますが、予算配分に関しては、令和5年度から変わりございません。

○ 坂本文化芸術課長

続きまして、4頁の上段をご覧ください。

6目 市民文化交流費 14節 工事請負費 説明欄「4 四季文化館施設維持管理費」において、29万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、「四季文化館 みの〜れ」の空調機器動作不良により、基盤補修工事を実施するものです。

なお、財源は、全額一般財源となります。

○ 吉田教育指導課長

最後に、説明欄「2 小美玉市共同調理場運営経費」でございしますが、財源内訳補正となります。

変更内容ですが、給食賄材料費の一部に「ふるさと応援基金」の充当を予定しておりましたところ、今年度に入り、ある企業から、中学校の給食費無償化事業への活用を目的とした寄付の申出があり、「企業版ふるさと応援に対する指定寄附金」1,000万円を増額し、この増額に伴い、「ふるさと応援基金繰入金」を同額減額するものでございます。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 高橋委員

債務負担行為の変更に伴う、スクールバスの増便に関し、利用児童数はどのくらいを見込んでいますか。

○ 吉田教育指導課長

今回の補正増により、設置する停留所は1か所となりますので、対象児童としては、10名程度を想定しているところです。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

議案第33号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第33号は、可決といたします。

続いて、議案第34号「小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について」

本件は、規則第2条第7号の規定により、小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育指導課より、説明願います。

■ 議案第34号 小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について

可決

○ 吉田教育指導課長

提案理由でございますが、小美玉市学校給食委員会設置要綱に基づき、新たな委員を委嘱するため、この案を提出するものでございます。

3ページをご覧ください。

本委員会ですが、学校給食事業の運営に関し、協議するための機関であり、市議会議員や学校長、PTA 代表者により構成しております。

今回の委嘱は、人事異動などにより、4名の欠員が生じたため、お示した案の通り、4名を新たに委嘱するものです。

なお、要綱の定めにより、任期は2年となりますが、今回委嘱する委員に関しては、前任者の残任期間となる、令和8年5月31日までとなります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第34号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第34号は、可決といたします。

続いて、議案第35号「小美玉市訪問型家庭教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示につい

て」

本件は、規則第2条第2号の規定に基づき、小美玉市訪問型家庭教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

また、議案第36号「小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について」

本件は、規則第2条第7号の規定に基づき、小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

以上、2つの議案については、関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、生涯学習課より、説明願います。

.....
 <一括審議>

■ 議案第35号 小美玉市訪問型家庭教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示について

■ 議案第36号 小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について 可 決

○ 島田生涯学習課長

まず、議案第35号について、説明いたします。

提案理由でございますが、小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会の構成委員について、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

具体的な改正内容ですが、7ページの新旧対照表をご覧ください。

今回改正する条文は、第7条であり、同条は、協議会の組織等について定めたものでございます。

協議会委員は、教育長をはじめとする、条文記載の方を委嘱しておりますが、今回の改正により、現行中「(1) 教育長」及び「(3) 社会教育関係者」の項目を削除し、改正案でお示しております通り、「(2) 児童福祉関係者」を加え、「(1) 学校教育関係者」「(2) 児童福祉関係者」「(3) 保健福祉関係者」「(4) 支援員」「(5) その他教育委員会が必要と認めた者」とするものでございます。

また、協議会会長及び副会長に関し、現行では、会長は「教育長」、副会長は「教育部長」としておりましたが、前項の改正に伴い、会長は「教育部長」、副会長は「会長が指名する」と合わせて、改めるものでございます。

なお、改正理由でございますが、本協議会は、令和5年度より推進しております、家庭教育支援事業に関し、事業が3年目に入るにあたり、家庭教育支援は、保育園など児童福祉分野との連携が重要であることから、新たに「(2) 児童福祉関係者」を追加する必要があると判断したものです。

続けて、議案第36号について説明いたします。

提案理由でございますが、小美玉市訪問型家庭教育支援事業実施要綱に基づき、小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員を委嘱するため、この案を提出するものです。

9ページの名簿をご覧ください。

名簿中、★(ほし)のある委員が、新任であり、新任2名の方は、人事異動に伴う委嘱となります。

委員の任期は、令和7年6月30日から令和8年3月31日までとし、再任11名、新任2名の合計13名の委員の委嘱となります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願います。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたら願います。

◎ 高橋委員

各地域に「民生委員」がいらっしゃると思います。

私自身、子育てにおいて、区長や民生委員に相談した経験があるのですが、本事業において、民生委員との連携を図ることもあるのでしょうか。

○ 島田生涯学習課長

民生委員との連携については、本協議会の委員の中に、現役で活躍している方がいらっしゃいますのが、連携という面では課題があると感じているところです。

今後、民生委員や児童委員の方々との連携を図れるよう、検討してまいります。

◎ 中村委員

対象者は、何名いらっしゃいますか。

○ 島田生涯学習課長

昨年度の実績を申し上げますと、10件の相談を受けております。

なお、本事業は、就学前の園児から小学1年生の子どものいる家庭を対象に相談を受け、相談の内容等に応じて、専門機関へつなげる事業でございますが、基本的に、「相談を希望する家庭・保護者」からの連絡を受け、家庭を訪問するという形態ですので、全家庭が対象ということではございません。

事業開始3年目ですので、家庭教育学級や就学前健診などでの周知に力を入れ、事業の更なる充実を図ってまいりたいと思います。

◎ 中村委員

名簿を見ると、支援員が4名いるようですが、年間の実績が10件ということを考えると、多すぎる印象があるのですが、いかがでしょうか。

○ 島田生涯学習課長

相談件数は10件ですが、相談業務以外にも、各幼稚園や各小学校において「家庭教育学級」という事業を実施しており、支援員は、こちらの事業も担当しております。

◎ 中村委員

つまり、家庭を訪問し相談を受ける事業と、各幼稚園や各小学校を訪問し相談を受ける事業、2つの事業を担当しているという認識でよろしいですか。

○ 島田生涯学習課長

その通りでございます。

○ 羽鳥教育長

相談を受ける際の体制について、補足してください。

○ 島田生涯学習課長

相談を受ける際の体制ですが、相談者とマンツーマンの対応ではなく、2人1組での対応としていることから、支援員は、この人数の委嘱となります。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

議案第35号及び議案第36号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第35号及び議案第36号は、可決といたします。

続いて、(2) 報告に移ります。

報告第9号「専決処分の承認を求めることについて(動産の買入れ契約の締結について)」

本件は、規則第4条の規定により、専決処分しましたので、同規則第5条第2号の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるとでございます。

教育指導課より説明願います。

■ 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
(動産の買入れ契約の締結について)

承認

○ 吉田教育指導課長

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項は、動産の買入れ契約の締結についてでございます。

5月8日付けで、市議会臨時会において議決をいただきました、提出議案をもとに、説明をさせていただきます。

市議会への提案理由でございますが、行政情報ネットワーク PC の買入れの契約を締結するため、地方自治法及び市条例の規定に基づき、提出させていただきました。

本契約の所管課は、市長部局の行革デジタル推進課でございますが、教育予算に係る内容が含まれていることから、報告をさせていただきます。

1 買入物件は、行政情報ネットワーク PC 1,192 台でございます。

このうち、教育委員会に関する台数については、12 ページの内訳をご覧ください。

「校務系」のパソコンが、教職員が使用するパソコンとなります。

ノート PC 340 台、情報ネットワーク管理用デスクトップ PC 2 台でございます。

11 ページにお戻りください。

2 買入価格は、税込 2 億 2,393 万 8,000 円で、記載はありませんが、このうち、校務系 PC に係る費用は、4,897 万 2,000 円でございます。

3 契約の相手方は、売主が、株式会社ニューライフ(茨城県龍ヶ崎市)、賃貸人が、東京センチュリー株式会社(東京都千代田区)でございます。

売主が賃借人へ設備を売却し、賃借人が市に貸与する「第三者賃貸方式リース」契約となります。

4 契約の方法は、指名競争による入札を実施しました。

改めて、12 ページをご覧ください。

本契約の詳細でございますが、PC 用ソフトウェアのほか、ノート PC 及び情報システム専用デスクトップ PC、情報ネットワーク管理用デスクトップ PC のリース契約であり、行政系は市役所職員用の PC であり、校務用が教職員用の PC でございます。

入札執行日は、令和7年4月24日となります。

入札指名業者は、資料記載の7社であり、落札業者は、1番の業者でございます。

リース期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間でございます。

本契約は、パソコン等の買い取りではなく、リース契約を目的とするものでございますが、条件として、リース期間の満了後に物品の所有権が市に移ることを妨げるものではない。としており、リース期間の満了後、本市への譲渡を要件とする事業者が落札した場合は、動産の買入れとなるため、市議会の議決案件となります。

入札の結果、譲渡を要件とする当該事業者が落札したため、5月8日の臨時議会へ議案を上程した次第でございます。

なお、先月の教育委員会定例会の開催時点では、市議会へ議案を提出する必要があるか判断しかねたため、今回の専決処分とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第9号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第9号は、承認とさせていただきます。

続いて、報告第10号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市学校運営協議会委員の解任及び委嘱について）」

本件は、規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2号の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。

教育指導課より、説明願います。

■ 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市学校運営協議会委員の解任及び委嘱について)

承認

○ 狩谷理事

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項は、小美玉市学校運営協議会委員の解任及び委嘱についてでございます。

14ページをご覧ください。

先月ご承認をいただいているところではございますが、羽鳥小学校の学校運営協議会委員の方より、辞退の申出がありましたので、同委員を解任し、新たにPTA役員の方を委嘱するものでございます。

解任日は、4月30日に辞退の申出がありましたので、同日付で解任とし、翌5月1日付けで、新たな委員を委嘱し、年度末までの任期としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第10号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第10号は、承認とさせていただきます。

続いて、報告第11号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市教育支援委員会委員の任命について）」

本件は、小美玉市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2号の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めます。

教育指導課より、説明願います。

■ 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市教育支援委員会委員の任命について)

承認

○ 狩谷理事

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項は、小美玉市教育支援委員会委員の任命についてでございます。

16ページをご覧ください。

この度の任命は、教職員の人事異動に伴い、新たな委員を任命するもので、任期は、条例の定めにより、前任者の残任期間である、令和8年3月31日までとなります。

名簿の1番から6番が、今回新たに任命した委員であり、教職員の調整に時間を要したため、専決処分となりましたこと、ご了承ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第11号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第11号は、承認とさせていただきます。

続いて、報告第12号「専決処分の承認を求めることについて(工事請負契約の締結について(納場小学校体育館長寿命化改修工事))」

本件は、規則第4条の規定により、専決処分をしましたので、同規則第5条第2号の規定に基づき、これを報告し、教育委員会の承認を求めます。

教育企画課より、説明願います。

■ 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて

(工事請負契約の締結について(納場小学校体育館長寿命化改修工事))

承認

○ 田山教育企画課長

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項は、工事請負契約の締結について(納場小学校体育館長寿命化改修工事)となります。

18ページ、参考資料「令和7年第2回小美玉市議会臨時会(令和7年5月8日)提出議案をご覧ください。

市議会への提案理由でございますが、納場小学校体育館長寿命化改修工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び条例の規定に基づき、提出するものとしております。

1 契約の目的は、納場小学校体育館長寿命化改修

2 契約金額は、3億6,091万円

3 契約の相手方ですが、水戸市千波町1905番地 昭和・小林特定建設工事共同企業体 代表者 昭和建設 株式会社 代表取締役 仁田原 一義 氏でございます。

4 契約の方法は、一般競争入札によるものです。

19ページをご覧ください。

工事名は、納場小学校体育館長寿命化改修工事です。

工事内容ですが、体育館長寿命化改修として、

鉄骨造2階建て 延べ面積 714㎡

トイレ改修工事 延べ面積 20㎡

空調設置工事 室内機10台、室外機3台

自家発電設備設置工事 1台となります。

工期は、議会議決日の翌日から令和8年1月23日までを予定しております。

入札の開札執行日は、令和7年4月24日の実施となります。

入札参加者は、資料記載の通り、3社の特定建設工事共同企業体から応札がありました。

本件は、入札事務審査手続き後、5月1日に仮契約を締結し、令和7年5月8日開催の令和7年第2回小美玉市議会臨時会で議決をいただいております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第12号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第12号は、承認とさせていただきます。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

続いて、事業等報告に移ります。

まず(1)学校教育関係について 教育指導課指導係より報告願います。

.....

■ 学校教育関係について

○ 狩谷理事

資料に沿ってご報告させていただきます。

1 学校関係(6月の学校関係行事)についてでございます。

今月末から、所課長訪問がスタートしておりますが、来月からは、管理訪問、生徒指導訪問、所課長訪問、計画訪問が予定されており、日程及び対象校を記載してございます。

その他として、中央地区総体と東茨城地区総体など、部活動に関する日程も掲載させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

無いようですので、次に移ります。

■ 教育課題について ※非公開※

■ 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について ※非公開※

■ スポーツ推進事業について

○ 関川スポーツ推進課長

県内プロスポーツチームとの交流活動等について、報告させていただきます。

水戸ホーリーホック「小美玉市の日」を、5月11日（日）に開催しました。

本事業は、水戸ホーリーホックのホームゲームにおいて、本市在住・在学・在勤の方は、メインサイド等の自由席を優待価格で観戦することができる事業で、当日の対戦相手は、ブラウブリッツ秋田でした。

試合前には、市長による挨拶や市内少年団による前座試合、本市PR大使のサイン入りグッズが当たる抽選会や、観光協会による観光物産のPR活動など、様々な企画を実施しました。

観戦者数は、4,733名で、試合は、水戸ホーリーホックが試合終了間近のゴールで勝利し、3連勝を飾りました。

当日の様子や、事前に開催したPR大使のサイン会の様子を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

(質疑等無し)

無いようですので、次に移ります。

7. その他

○ 羽鳥教育長

次第の7 その他になります。

まず、委員の皆様から何かありますか。(委員からの発言無し)

<事務局から(概要)>

9月定例会の日程変更について (教育企画課)

先月の定例会で、年間スケジュールを配付しているが、9月定例会の開催日を26日（金）に変更したく、出席委員の予定を確認した。

合わせて、学校・幼稚園訪問の実施期間でもあることから、各学校・幼稚園のスケジュールを調整し、可能であれば、「午前中 訪問」「午後 定例会」の開催を検討しているが、同日実施で問題無いかを確認した。

➡ 出席委員より、了承を得た。

9月定例会 令和7年9月26日(金) 13時30分から 会場未定

※学校・幼稚園訪問の日程は、現在調整中のため、決定次第周知する。

6月定例会について

令和7年6月25日(水) 13時30分から

小川総合支所 3階 大会議室

8. 閉 会

○ 羽鳥教育長

他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。

委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、5月定例会を閉会とさせていただきます。

大変お疲れ様でした。